

西宮市中小企業勤労者福祉共済旅行補助制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市中小企業勤労者福祉共済条例（昭和47年条例第45号第8条）の規定に基づき条例第2条第5項に規定する福祉共済の会員（以下「会員」という。）が旅行する場合において、その費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(補助の対象及び額)

第2条 会員が市長と旅行割引の覚書もしくは契約書を締結している旅行社（以下「旅行社」という。）のパック旅行及び宿泊クーポン（これに準ずるものを含む。）を利用した場合、その費用の一部を補助する。

2 補助の額は 会員1人1泊1500円とする。ただし、1回の旅行について3泊を限度とする。

(手続)

第3条 会員は、前条の補助を受けようとするときは、旅行社に旅行又は宿泊等の予約をした後、市長の補助承認を受けなければならない。

(旅行料金の支払及び補助額の請求)

第4条 会員は、市長の補助承認を受けたのち、「旅行補助又は、指定宿泊補助申請書兼承認書」（以下「承認書」という。）を旅行社へ提出し、旅行費から市長と旅行社との覚書もしくは契約書による割引額と第2条第2項の規定による補助額の合計額を差引いた額を旅行社に支払うものとする。

2 旅行社は、申込者の旅行終了後、1ヶ月分をとりまとめ、翌月の5日までに承認書により、市長に補助額を請求するものとする。

(補助の交付)

第5条 市長は、前条第2項の請求があった場合、旅行社の指定する預金口座に振り込むものとする。

(補助の交付の制限及び返還)

第6条 市長は、会員又は旅行社が不正の行為により旅行補助を受けたことが判明した場合は、ただちに返還させるものとする。

付 則

1. この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
2. 西宮市中小企業勤労者福祉共済旅行補助金交付制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）

は、廃止する。

3. この要綱は、施行日以後出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行は旧要綱の規定にする。
4. 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年11月1日から17年1月31日までの間において、会員の福利厚生の実施のため特に市長が必要と認める場合は、補助の額を増額することができる。ただし、1人1泊4,500円を超えることはできないものとする。

付 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

付 則

1. この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
2. この要綱は、施行日以後出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行は、なお従前のおりとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。